

Ⅲ 医療機関における法改正への対応

1. 昭和大学病院における診療放射線技師法改正への対応

加藤 京一*1, 2 / 高橋 俊行*2, 3

*1 学校法人昭和大学統括放射線技術部 *2 昭和大学大学院保健医療学研究所
*3 昭和大学横浜市北部病院放射線技術部

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案」が、第204回国会(常会)において、2021年5月21日に成立した。法律案が成立したことを受けて、新たな診療放射線技師法は2021年10月1日から施行される。

診療放射線技師の新たな業務は、下記に示す6つである。

- (1) 造影剤を使用した検査やRI検査のために静脈路を確保する行為、RI検査医薬品の投与が終了した後に抜針および止血を行う行為
- (2) RI検査のためにRI検査医薬品を注入するための装置を接続し、当該装置を操作する行為
- (3) 動脈路に造影剤注入装置を接続する行為(動脈路確保のためのものを除く)、動脈に造影剤を投与するために造影剤注入装置を操作する行為
- (4) 下部消化管検査(CTコリノグラフィ検査を含む)のため、注入した造影剤および空気を吸引する行為
- (5) 上部消化管検査のために挿入した鼻

腔カテーテルから造影剤を注入する行為、当該造影剤の投与が終了した後に鼻腔カテーテルを抜去する行為
(6) 医師または歯科医師が診察した患者について、その医師または歯科医師の指示を受け、病院または診療所以外の場所に出張して行う超音波検査
この中で、最も注目される業務の一つが“静脈路の確保”であろう。

現状の意識調査と結果

今回、この法律改正と業務拡大を含めたチーム医療、タスクシフトについて、どのように現場は考えているのか、「技師による静脈路の確保」に関して意識調査を実施した。

当大学附属の400床以上の4病院で、放射線科に勤務する医師、看護師、診療放射線技師(以下、技師)に対して調査を行った。協力を得られたのは、医師20名(回答率65%)、看護師55名(回答率98%)、技師155名(回答率92%)であった。また、4病院全体でのCT、

MRI、RI検査での造影率は、それぞれ32%(全検査3万8058件中1万2256件)、19%(全検査1万3222件中2571件)、98%(全検査2065件中2015件)であった。

以下が、その質問と回答(抜粋)である。詳細は図1~13にて示す。

- (1) 診療放射線技師法の改正を知っていますか?(図1)
よく知っている、なんとなく知っている。
医師50%、看護師47%、技師94%
- (2) 技師が静脈路を確保する行為について不安ですか?(図2)
不安、やや不安である。
医師30%、看護師27%、技師67%
- (3) 技師が静脈路を確保する行為は安全だと思いますか?(図3)
安全である。
医師30%、看護師7%、技師2%
- (4) 技師の静脈路の確保に関する指導協力は可能だと思いますか?(図4)
可能、少しは可能。
医師90%、看護師80%

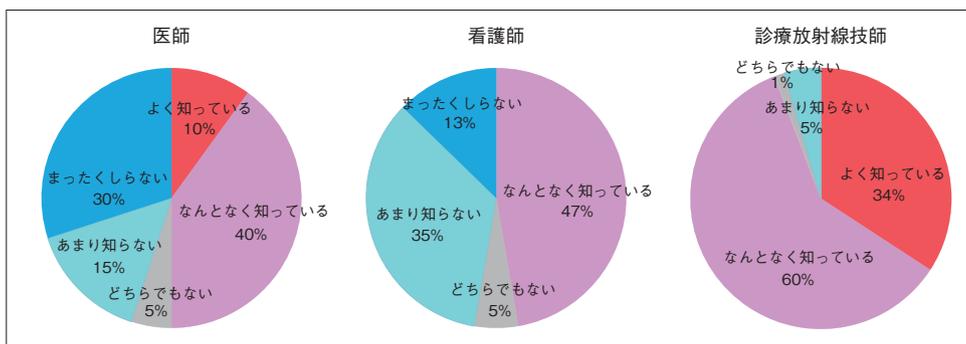


図1 診療放射線技師法の改正を知っていますか？